

令和7年度 市民税・県民税 申告の手引き

日頃から税務行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、本年も市民税・県民税の申告時期がまいりましたので、この手引きを参考にして3月17日までに申告してください。

会 場	申告期間(土日等の休日を除く)	受 付 時 間	
くにびきメッセ	2月17日(月) ～ 3月17日(月) (ただし、3月2日(日)は受け付けます。)	午前9時～11時	午後1時～4時
支所・公民館等	2月 5日(水) ～ 3月14日(金)	午前9時30分～11時	午後1時～3時

＊ 各会場は、申告書裏面の【申告相談日程表】をご覧ください。

＊ 申告期間中は市役所本庁（末次町）での申告相談は行っておりませんのでご注意ください。

郵 送 先 〒 690－8540 松江市末次町86番地「松江市役所 市民税課」
郵送される場合は、**マイナンバーカード（または、通知カード及び本人確認書類〔運転免許証、健康保険証等のうち1点〕）**のコピー、源泉徴収票、生命保険料や地震保険料の支払証明書等を同封してください。提出書類は返送いたしませんので必要のある方はコピーを同封してください。証明書等の提出がないときは経費及び控除に認められない場合があります。

◎申告会場へは、下記のものをご持参ください。

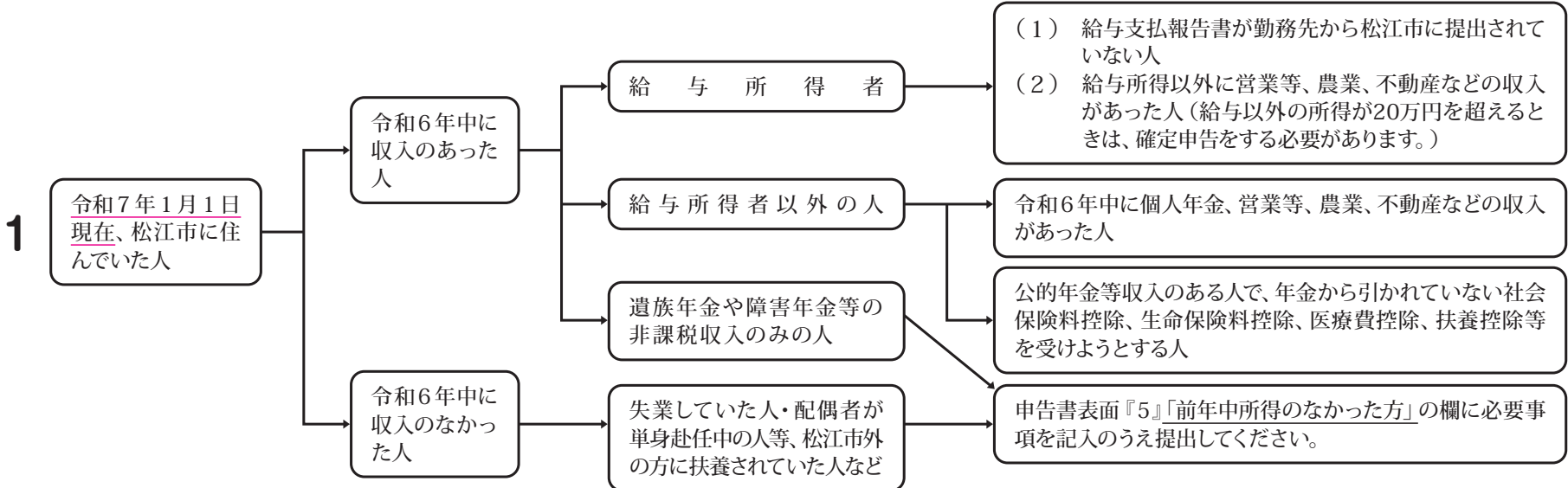
- ・マイナンバーカード（または、通知カード及び本人確認書類〔運転免許証、健康保険証等のうち1点〕）
- ・申告書 ・源泉徴収票 ・収支内訳書（申告年分及び過去の控え） ・帳簿等（自営業者）
- ・その他所得資料 ・配偶者所得のわかるもの ・国民年金保険料の領収書または証明書
- ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書または証明書 ・寄附金受領証明書等
- ・障害者手帳等（各種手帳または証明書） ・生命保険料控除証明書 ・地震保険料控除証明書
- ・雑損控除の対象となる支出や補てんの内容がわかるもの（領収書や証明書）
- ・申告用の医療費通知、支払った医療費の領収書を①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに集計し記載したもの（医療費控除の明細書）、領収書

※確定申告をされる方は上記のほか、本人名義の預金口座（金融機関名、支店名、種別、口座番号）の分かるものが
必要です。

問 い 合 わ せ 先 不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。
松江市役所 市民税課（0852）55-5151

◎市・県民税の申告が必要な人

※この市民税・県民税の申告により、国民健康保険料のほか後期高齢者医療保険料、介護保険料等に影響がある場合があります。



2 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している世帯主及び被保険者 → 申告をしていないと保険料の正しい算定及び軽減措置ができませんので、収入がない場合でも必ず申告してください。

3 松江市に住んでいない人 → ・通常の休日などには松江市内の家族のもとへ帰宅している人
・松江市内に事務所、家屋敷のある人

◎市・県民税の申告が必要のない人（ただし、控除などを追加される方は申告が必要です。）

- 1 所得税の確定申告を済ませた人
- 2 給与所得だけの人で勤務先からすでに給与支払報告書が提出されている人 → 勤務先の給与の担当者に確認してください(特にアルバイト、パート収入がある人)
- 3 公的年金等に係る所得だけの人

＜表①＞ 給与と所得金額算出表

給与収入(円)	給与所得金額(ア)	【注意】 下記a、bのいずれかに該当する場合、左表で算出した給与所得金額（ア）から下記の控除額を控除します。（所得金額調整控除） a 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合⇒ 申告書裏面「14」に記入してください。 ・本人が特別障害者に該当する。 ・年齢23歳未満の扶養親族を有する。 ・特別障害者である、同一生計配偶者または扶養親族を有する。 控除額＝（給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10% b 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方があり、合計額が10万円を超える場合 控除額＝給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)－10万円
～550,999	0	
551,000～1,618,999	収入金額－550,000	
1,619,000～1,619,999	1,069,000	
1,620,000～1,621,999	1,070,000	
1,622,000～1,623,999	1,072,000	
1,624,000～1,627,999	1,074,000	
1,628,000～1,799,999	A×4×60%＋100,000	
1,800,000～3,599,999	A×4×70%－80,000	
3,600,000～6,599,999	A×4×80%－440,000	
6,600,000～8,499,999	収入金額×90%－1,100,000	
8,500,000～	収入金額－1,950,000	

※Aは収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。

＜表②＞ 公的年金等に係る雑所得の速算所得表

65歳未満(S35.1.2以降生まれ) の方		65歳以上(S35.1.1以前生まれ) の方	
公的年金等の収入金額④の合計額(円)	公的年金等の雑所得金額(円)	公的年金等の収入金額④の合計額(円)	公的年金等の雑所得金額(円)
～1,299,999	④－600,000(赤字は0円)	～3,299,999	④－1,100,000(赤字は0円)
1,300,000～4,099,999	④×75%－275,000	3,300,000～4,099,999	④×75%－275,000
4,100,000～7,699,999	④×85%－685,000	4,100,000～7,699,999	④×85%－685,000
7,700,000～9,999,999	④×95%－1,455,000	7,700,000～9,999,999	④×95%－1,455,000
10,000,000～	④－1,955,000	10,000,000～	④－1,955,000

※1円未満の端数は切り捨てます。
※公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の方は一律10万円、2,000万円を超える方は一律20万円、
控除額(④から差し引く額)を減額します。
※障害年金や遺族年金は非課税所得になるため、上記の計算には含みません。

＜表③＞ 生命保険料控除額

Ⅰ表(新制度用) 平成24年1月1日以降に契約・更新した保険		Ⅱ表(旧制度用) 平成23年12月31日以前に契約・更新した保険	
支払保険料(円)	控除額(円)	支払保険料(円)	控除額(円)
～12,000	支払保険料等の金額	～15,000	支払保険料等の金額
12,001～32,000	支払保険料等×1/2＋6,000	15,001～40,000	支払保険料等×1/2＋7,500
32,001～56,000	支払保険料等×1/4＋14,000	40,001～70,000	支払保険料等×1/4＋17,500
56,001～	一律 28,000	70,001～	一律 35,000

※1円未満の端数は切り上げます。
Ⅰ表、Ⅱ表でそれぞれの控除額を計算した結果、下記の保険料区分ごとにA、B、Cのいずれか大きい控除額を選択し合計します。

保 険 料 区 分	A 新制度	B 旧制度	C 新旧双方適用する場合
一般の生命保険料控除額④	Ⅰ表の控除額(上限2.8万円)	Ⅱ表の控除額(上限3.5万円)	Ⅰ表とⅡ表の控除額合計(上限2.8万円)
介護医療保険料控除額 ⑤	Ⅰ表の控除額(上限2.8万円)		
個人年金保険料控除額 ⑥	Ⅰ表の控除額(上限2.8万円)	Ⅱ表の控除額(上限3.5万円)	Ⅰ表とⅡ表の控除額合計(上限2.8万円)
控除額合計 (④＋⑤＋⑥)	上限7万円(④＋⑤＋⑥が7万円を超える場合は、7万円となります。)		

＜表④＞ 地震保険料控除額

種 類	支払保険料(円)	控除額(円)
地 震	～50,000	支払額÷2
	50,001～	一律 25,000
旧長期損害	～ 5,000	支払保険料の全額
	5,001～15,000	支払額÷2＋2,500
	15,001～	一律 10,000
控除額合計	上限25,000円(地震と旧長期損害保険料の合計)	

※ 1円未満の端数は切り上げます。
※「旧長期損害保険料」とは、平成18年12月31日以前に契約した損害保険で保険期間や共済期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。
※一つの契約が、地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合、どちらか一方の控除しか選択できません。また、複数の契約がある場合、控除額が有利な組合せを選択できます。

＜表⑤＞ 配偶者控除及び配偶者特別控除額早見表

		納税義務者本人の合計所得金額(円)			
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額480,000円以下	330,000	220,000	110,000	0
	※老人控除対象配偶者	380,000	260,000	130,000	0
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額(円)				
	480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	0
	1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	0
	1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	0
	1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	0
	1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	0
	1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	0
	1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	0
	1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	0
	1,330,001～	0	0	0	0

※老人控除対象配偶者とは、70歳以上（S30.1.1以前生まれ）の方です。

申告書の書き方

[illegible]

16歳未満の扶養親族、あなた以外の納税義務者の扶養親族及び事業専従者は除きますので確認のうえ記入してください。また、配偶者に収入がある場合には、所得金額を算出して**配偶者の合計所得金額欄**に記入してください。あなたの合計所得金額が1,000万円を超え、かつ生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者がいる場合、同一生計配偶者欄にチェックしてください。

未 成 年 者	あなたが平成19年1月3日以降の生まれのときに該当します。所得控除はありませんが、令和6年中の合計所得金額が135万円以下であるときは、住民税は課せられません。
納税方法の選択 (申告書裏面『15』欄)	給与所得者で給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の所得）がある場合に、給与所得にかかる税額とあわせて毎月の給与から市・県民税を差し引く方法（特別徴収）か、給与所得以外の所得にかかる税額のみ個人で納付する方法（普通徴収）の、いずれかに☑をしてください。
寄附金に関する事項	申告書裏面『13』欄に記入してください。

〈収入金額〉	営業等 ④ 欄より転記	〈所得金額〉	営業等 ② 欄より転記
	農 業 ⑦ 欄より転記		農 業 ⑩ 欄より転記
	不動産 ⑤ 欄より転記		不動産 ⑬ 欄より転記

収入金額	令和6年中に収入することが確定した金額です。未収入金、自家消費の商品、現物収入、雑収入、リベートなども含まれます。
必要経費	令和6年中に収入を得るために要した費用です。これは原価、雇人費、事業用固定資産などの地代家賃、借入金利子などで、生活費は含まれませんから注意してください。

2. 所得金額

営業等所得		卸売業、小売業、飲食業、製造業、修理業、サービス業、医師、弁護士、税理士、作家、画家、漁業、外交員、華道、舞踊、私塾などの所得です。
農業所得		農産物生産、果実栽培、酪農、農家が兼営する家畜の飼育などによる所得です。
不動産所得		地代、家賃、貸間代、駐車場、土地や建物の権利金、アパート業などの所得です。
利子所得		公社債及び預貯金の利子で源泉分離課税とならない利子所得です。
配当所得		株式の配当、出資金の配当、剰余金の分配などの所得です。
給与所得		俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得です。 (給与所得の算出は裏面の〈表①〉参照)
雑所得	公的年金等	公的年金等の所得です。 (公的年金等に係る雑所得の算出は裏面の〈表②〉参照)
	業 務	原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得です。
	そ の 他	生命保険の年金(個人年金)、互助年金、暗号資産取引などの上記以外の所得です。
総合課税の譲渡所得		土地、家屋など分離して課税される資産以外の自動車、機械類などの譲渡の所得です。総合課税の譲渡所得の特別控除額は50万円ですが、50万円に満たない場合はその金額を限度とします。また短期譲渡と長期譲渡所得の譲渡益の合計が50万円を超える場合には、先に短期譲渡所得の譲渡益から控除してください。
一時所得		賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などの所得です。一時所得の特別控除額は50万円ですが、50万円に満たない場合はその金額を限度とします。

【参考】

※合計所得金額
純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額（分離課税に係る長・短期譲渡所得については、特別控除前の金額）、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

※総所得金額等の合計額
総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額